



彩の国
埼玉県

地下水汚染の未然防止に係る 届出について

(水質汚濁防止法第5条第3項)

(有害物質使用特定施設)

(有害物質貯蔵指定施設)

平成24年 6月

(平成28年7月更新)

(令和3年9月更新)

埼玉県環境部水環境課
水環境担当



コバトン

本書は、平成 23 年 6 月 22 日に改正された水質汚濁防止法（以下「水濁法」という）が平成 24 年 6 月 1 日に施行されたことに伴い、水濁法第 5 条第 3 項に基づき新たに届出が必要となる有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の届出について説明したものです。

また対象施設のうち、有害物質貯蔵指定施設の使用届出書（水濁法第 6 条第 1 項）の記入例についてまとめたものです。

[地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル]

水質汚濁防止法の改正にあたり、環境省が「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（以下「環境省マニュアル」という。）」を発行しております。環境省マニュアルは、下記ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

[埼玉県ホームページ]

「地下水汚染の未然防止について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/mizenboushi.html>

目 次

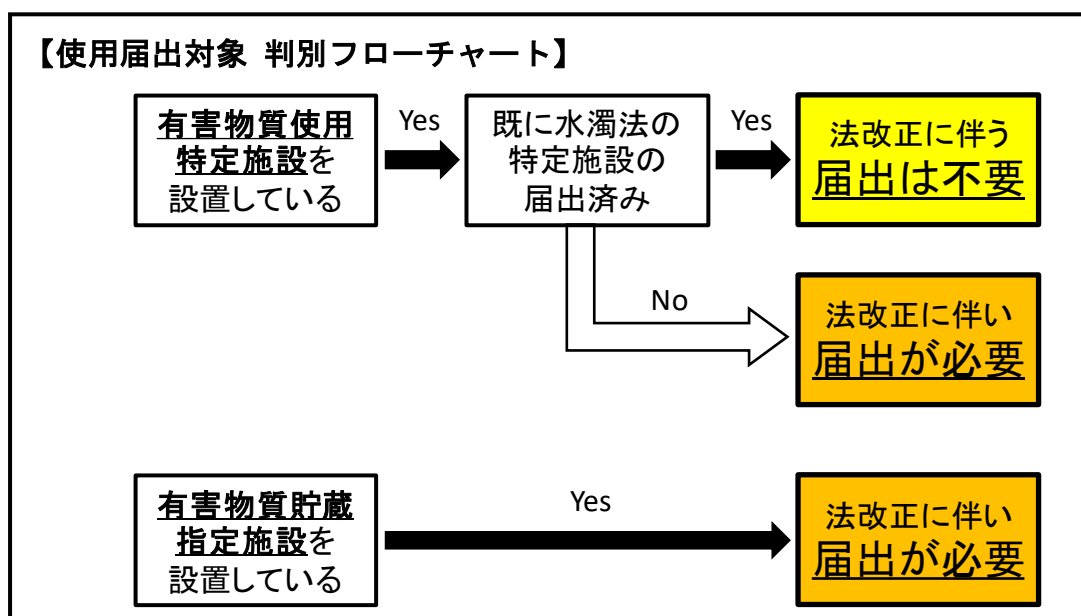
I	新たに届出が必要となる施設と使用の届出について	3
II	届出書の作成要領について	
1.	届出に必要な書類	4
2.	提出先	4
3.	使用届出書（有害物質貯蔵指定施設）の記載例	5
III	参考	
○	構造等に関する基準の遵守と定期点検の義務について	13
○	有害物質とその検出下限濃度の一覧	15

I 新たに届出が必要となる施設と使用の届出について

改正された水濁法が施行されることに伴い、事業者が**使用の届出**を提出しなければならない施設は、下水道に排出水の全量を放流（合流式下水道）している工場・事業場に設置された有害物質使用特定施設*1（有害物質を製造、使用又は処理する特定施設）及びすべての**有害物質貯蔵指定施設***2（有害物質を貯蔵する指定施設）です（下図のとおり）。

これらを新たに設置する場合あるいは変更する場合は特定施設に係る工事着工の60日以前、施設の使用届出は改正された水濁法の施行後30日以内（平成24年7月2日まで）に行う必要があります。届出書の記載方法、提出方法等については、II.届出書の作成要領についてを参照してください。

(注)水濁法に基づき、特定施設の設置や使用に関する届出を既にしてしている特定施設については、法改正に伴う届出をする必要はありません。ただし、構造等に関する基準の遵守義務は平成27年6月1日から、定期点検の実施義務は平成24年6月1日から適用されます。



※1 有害物質使用特定施設

有害物質使用特定施設とは、水濁法における特定施設のうち、有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。

有害物質を「製造」するとは、当該特定施設において有害物質を製品として製造することをいい、「使用」するとは、当該特定施設において有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用することをいい、「処理」するとは、当該特定施設において有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去することをいいます。

※2 有害物質貯蔵指定施設

有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質を貯蔵するものであって、当該施設から有害物質を含む水が液体で漏えいし、地下に浸透するおそれがある施設をいいます。

また、有害物質を含む水であれば、その有害物質の濃度や量によらず有害物質貯蔵指定施設に該当するものは届出が必要です。

II 届出書の作成要領について

1. 届出に必要な書類

水濁法に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出をする場合、届出書の表紙と別紙（12～15）及び添付図面等が必要です。届出書の様式は、埼玉県ホームページの中の「改正水質汚濁防止法（地下水汚染の未然防止）について」から入手できます。

	書類の名称	記 載 内 容
届 出 書	表紙 (様式第1)	・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ・ 工場又は事業場の名称及び所在地 ・ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
	別紙12	・ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
	別紙13	・ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
	別紙14	・ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
	別紙15	・ 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統

2. 提出先

下表の窓口へ提出してください。また、届出に関する相談は、各窓口へ問い合わせてください。

環境管理事務所	所在地	管内市町村
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 ☎ 048-822-5199 (浦和合同庁舎)	鴻巣市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ☎ 049-244-1250 (ウエスタ川越)	飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 ☎ 0493-23-4050 (東松山地方庁舎)	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20 ☎ 0494-23-1511 (秩父地方庁舎)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 ☎ 048-523-2800 (熊谷地方庁舎)	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 ☎ 048-966-2311 (越谷合同庁舎)	八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10 ☎ 0480-34-4011	行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町

※政令市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市）及び事務移譲市（狭山市、上尾市及び久喜市）は各市役所へお問い合わせください。

※埼玉県環境部水環境課 水環境担当 電話番号 048-830-3081

3. 使用届出書（有害物質貯蔵指定施設）の記載例

届出書は、6～12ページの記載例を参照し、作成してください。

記載例は、下記条件の工場における有害物質貯蔵指定施設（フッ化水素酸の貯蔵タンク及びシアン廃液タンク）の使用届出書を示しました。

- ・平成20年7月1日に特定施設を設置し、工場を操業している。
- ・排水は河川放流しているため、水濁法に基づく届出をしている。
- ・特定施設は「酸又はアルカリによる表面処理施設（65）」及び「電気めっき施設（66）」。
- ・有害物質は、「酸又はアルカリによる表面処理施設（65）」でフッ化水素酸、「電気めっき施設（66）」でシアンを使用している。
- ・フッ化水素酸は1ヶ月に2回ローリー車で購入し、原料タンク1基に貯蔵している。
- ・シアン化亜鉛（白色粉末）は月20kg購入する。電気めっき施設で使用後の廃液は、廃液タンク1基に貯蔵し、産廃業者が1ヶ月に1回ローリー車で引き抜きにくる。

様式第1 (第3条関係) (表面)

~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書~~

(宛先)
埼玉県〇〇環境管理事務所長

本社を記載

平成24年6月〇日

届出者 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 埼玉太郎
(電話番号)

実際に特定施設を設置する工場の
名称・所在地

~~水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇丁目〇番〇号	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

該当する施設にチェック

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

当該施設を特定するために用いている番号、名称を記載

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	1号 原料タンク	2号 廃液タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設 (フッ化水素酸)	有害物質貯蔵指定施設 (シアン)
型 式	メーカー名、機種名等 〇〇社製〇〇	××社製××
構 造	施設の構成材質（構造図を添付） FRP製 (構造図は別添図3のとおり)	FRP製 (構造図は別添図3のとおり)
主 要 寸 法	直径2.0×H3.5 (単位m) (別添図3のとおり)	L1.0×W1.0×H1.5 (単位m) (別添図3のとおり)
能 力	貯蔵量 10 m ³	貯蔵量 1.2 m ³
配 置	図面を添付（地下に配置している場合はその旨を記載） 工場内1階 (別添図2のとおり)	同左
床 面 及 び 周 囲	図面を添付（施設の床面及び周囲の構造等の材質を記載） 床面：コンクリート (ビニル樹脂で被覆) 周囲：防液堤5×5×0.5m(12.5m ³) (別添図4のとおり)	床面：コンクリート (ビニル樹脂で被覆) 周囲：側溝 (別添図4のとおり)
設 置 年 月 日	平成20年 7月 1日	平成20年 7月 1日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	設置された年月日	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	1号 原料タンク	2号 廃液タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 備	施設に付帯する配管等、排水溝等の設備名称	
	地上配管、バルブ、フランジ	地上配管、バルブ、フランジ
構 造	設備欄に記載した設備の材質（検知設備等を有する場合はその旨を記載）	
	塩化ビニル製 ポンプ：鋼製+樹脂コーティング （別添図5のとおり）	配管等：塩化ビニル製 （別添図5のとおり）
主 要 寸 法	設備のうち、主なものについての寸法	
	地上配管：直径25mm×10m バルブ：2ヶ所 フランジ：2ヶ所 ポンプ：L450×W400×H500(mm)	地上配管：直径50mm×10m バルブ：2ヶ所 フランジ：2ヶ所
配 置	図面を添付（地下に配置している場合はその旨を記載）	
	工場内1階 （別添図2のとおり）	工場内1階 （別添図2のとおり）
設 置 年 月 日	平成20年 7月 1日	平成20年 7月 1日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるき事項	有害物質を含む水が流れない（定量下限未満の水）配管等の場合は、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1号 原料タンク	2号 廃液タンク
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	工場内1階 (別添図2のとおり)	同左
操業の系統	原料の受入 (別図6のとおり)	廃液の貯蔵 (別図6のとおり)
使用時間間隔	2週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	2時間/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">貯蔵する有害物質の種類</div>	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	フッ化水素酸	シアン
その他参考となるべき事項	酸洗浄液	<ul style="list-style-type: none"> ・電気めっき後の廃液 ・産業廃棄物として委託処分(1回/月)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

○必要な添付書類

図1 工場付近の見取図

工場付近の地図を添付してください。

図2 工場内の配置図

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設、その付帯設備（配管・排水溝等）、排水処理施設その他主要装置等の配置を、敷地・建物平面図に明示してください。

図3 有害物質貯蔵指定施設の構造図

有害物質貯蔵指定施設の立面図、平面図、仕様書、材質等を添付してください。図面がない場合は側面・上下の写真（寸法を明示）を添付してください。

図4 床面及び周囲の構造図

有害物質貯蔵指定施設の床面等の立面図、平面図、材質等を添付してください。図面がない場合は写真を添付してください。

図5 設備の構造図

施設に付帯する配管、継ぎ手、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備、排水溝等の立面図、平面図、材質等を添付してください。図面がない場合は写真を添付してください。

図6 操業系統図

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を含む操業の系統を明示してください。

Ⅲ 参考

○ 構造等に関する基準の遵守と定期点検の義務について

改正水濁法が平成 24 年 6 月 1 日に施行されました。この改正水濁法では、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造等に関する基準の遵守と、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及び付帯する施設について、定期に点検しその結果を記録・保存することが義務付けられました。

1. 施設の構造等に関する基準

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、有害物質使用特定施設等という）の構造等に関する事項の概略は下表のとおりです。

箇所	概略
床面及び周囲	設置場所の床面及び周囲は有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。
施設に付帯する配管等	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含む。以下「配管等」という。）を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とすること。 地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる設備を設けること。
排水溝等	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます、排水ポンプ等を含む。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とするか、地下への浸透を確認できる設備を設けること。
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設本体は、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすることか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる設備を設けること。
使用の方法	有害物質使用特定施設等に係る有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと。 また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること。 これらの規定に適切に対応するためには、事業場の中で使用の方法に関して明示的に認識することが必要であるため、管理要領を定めること。

各箇所における具体的な施設の構造等に関する基準については、水濁法施行規則又は環境省マニュアル P45～P96 を参照してください。

2. 施設の構造等に関する基準について

平成 24 年 6 月 1 日より前に設置された有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、平成 27 年 6 月 1 日から構造等に関する基準が適用されます（定期点検については平成 24 年 6 月 1 日から義務付けられます）。適用日までに構造等の基準を満たす必要があります。

	平成 27 年 5 月 31 日まで	平成 27 年 6 月 1 日以降
新設の施設 (既設の施設以外)	A 基準のみが適用される	
既設の施設 (平成 24 年 6 月 1 日より前に設置したもの)	C 基準 (構造等に関する基準が適合していれば A 基準又は B 基準を適用)	B 基準 (構造等に関する基準が適合していれば A 基準を適用)

ただし、平成 24 年 6 月 1 日以降に変更される施設の構造等に関する基準については、変更部分のみ A 基準又は B 基準（B 基準に適合するように変更する場合に限る）が適用され、既設の施設であっても変更部分のみ構造等に関する基準が適用されます。

詳細は水濁法施行規則又は環境省マニュアル P45～P96、埼玉県 HP の「構造等基準（A B C 基準）の判別及び定期点検事項等」を参照してください。

3. 定期点検及び点検結果の記録と保存

(1) 定期点検（法第 14 条第 5 項）

構造等に関する基準の内容に応じて定期点検を実施する必要があります。定期点検の頻度については、構造等に関する基準の種類により異なります。水濁法施行規則又は環境省マニュアル P45～P96 を参照してください。

(2) 記録と保存

定期点検を行ったときは、以下の事項を記録し、3 年間保存しなければなりません。

- ・ 点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・ 点検年月日
- ・ 点検の方法及び結果
- ・ 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・ 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

○有害物質と有害物質を含む水の濃度について

有害物質を含む水とは、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」により検定した場合において、有害物質が検出される水のことをいいます。

有害物質の種類	有害物質を含む水 (表に示した濃度以上の場合)
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.001 ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.005 ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.04 ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.005 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.0004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	シス体：1リットルにつき 0.004 ミリグラム トランス体：1リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.0006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
チウラム	1リットルにつき 0.0006 ミリグラム
シマジン	1リットルにつき 0.0003 ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.001 ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.002 ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素 0.2 ミリグラム
ふつ素及びその化合物	1リットルにつきふつ素 0.2 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては1リットルにつきアンモニア性窒素 0.7 ミリグラム、亜硝酸化合物にあつては1リットルにつき亜硝酸性窒素 0.2 ミリグラム、硝酸化合物にあつては1リットルにつき硝酸性窒素 0.2 ミリグラム
塩化ビニルモノマー	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき 0.005 ミリグラム